

テレビ番組におけるワンヘルスの啓発推進業務委託仕様書

1 委託業務名

テレビ番組におけるワンヘルスの啓発推進業務

2 業務目的

新型コロナウイルス感染症をはじめ、人と動物双方に感染する「人獣共通感染症」は、人口増加、農地化等の土地利用の変化、これらに伴う生態系の劣化や気候変動等によって動物と人との関係性が変化したために、元々野生動物が持っていた病原体が様々なプロセスを経て人にも感染するようになったとされている。この人獣共通感染症に対応するためには、「人と動物の健康と環境の健全性は一つ」と考えるワンヘルスの理念に基づく総合的な取組が重要である。

本県では、平成28年に北九州市で開催された「第2回世界獣医師会—世界医師会“One Health”に関する国際会議」において、ワンヘルスの理念を実践する基盤となる「福岡宣言」がまとめられ、それ以降、「福岡宣言」の地として、ワンヘルスの推進に取り組んできた。そして令和2年12月には、全国で初めてとなる「福岡県ワンヘルス推進基本条例」が制定した。

ワンヘルスを実践していくためには、各分野に携わる者だけでなく、県民や事業者によるワンヘルスの理念に則った行動及び活動が不可欠である。そのためテレビ番組を活用して、ワンヘルスに関する情報を発信することにより、ワンヘルスの理念の認知度を向上させることを目的とする。

3 委託期間

契約を締結した日から令和5年3月31日まで

4 業務内容

(1) テレビ番組を活用したワンヘルスに関する情報発信

- ・ 幅広い年齢層かつ多数が視聴するように映像、ナレーション等を検討しながら、ワンヘルスの認知度向上に効果的な放送を行う。
- ・ 放送する内容については県民向けに理解しやすいものとする。
- ・ 週に1回、3か月以上の放送期間を設け、ワンヘルスコーナーを企画すること。
- ・ 放送時間帯は、放送する県内民放テレビ局が定めるタイムランクでB以上の時間帯とし、放送時間は午前0時台を除く時間帯とする。

(2) 広報効果の指標となる事後評価の提供および分析

- ・ 放送した番組の視聴率（前後に放送した番組を含む）の報告を行う。
- ・ 放送実績から分析される効果・要因・改善案等の情報の提供を行う。

(3) 制作した番組・報告書等の提出

- ・ 放送した番組については録画を行い、DVD等の電子媒体で提出する。
- ・ 本業務の完了後、業務完了報告書を速やかに提出すること。

5 業務を遂行する上で必要な事務

- (1) 提案に当たっては、妥当性があり実現可能なものとなるよう、十分精査すること。
- (2) 企画検討、連絡調整のため、県との打ち合わせを必要に応じて行い、事業の進捗状況、計画等について報告を行うこと。打ち合わせ以外にも、県と十分な協議を行うため、随時連絡調整を行うこと。
- (3) 放送する制作物については事前に県の確認をとること。
- (4) 業務の遂行に関し、事業に必要な能力と経験を有する業務責任者を定め、必要な人員を配置すること。
- (5) 委託先事業者は業務実施に当たって、データの漏えい、滅失及び事故等の予防に十分に注意し、業務の信頼性及び安全性の確保に努めること。
- (6) 番組の制作及び放送に当たり、第三者が有する著作権その他の権利を使用する場合には、委託先事業者は必要な権利処理を行うものとする。
- (7) 当事業実施にあたって必要な費用は委託先事業者が負担すること。
- (8) 当事業実施にあたって関係法令及び福岡県の条例等を遵守すること。

6 二次使用

委託先事業者は次に掲げる方法により、放送した番組を二次使用することができるものとする。

- (1) 県庁舎及び県出先機関等における上映
- (2) 県が行う会議、フォーラム、イベント等における上映
- (3) 県がワンヘルス推進に関することについて包括提携協定を結んでいる企業への説明及び紹介の際の上映

7 その他

この仕様書に定めのない事項については、県と委託先事業者の双方で別途協議を行うこととする。